

第5回 豪雪災害復旧対策本部会議

平成26年 6月12日(木)

庁議終了後

本館2階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 豪雪被害に対する支援について

(2) 県防災体制のあり方検討委員会について

(3) その他

3 本部長指示

4 閉 会

豪雪被害に対する支援策一覧

支援対象	対 策	支 援 策	具体的支援の内容	補助率等	備 考
農 業	施設倒壊対策	(被災した農業施設の撤去支援) (農業用ハウス等の再建支援)	※ 市町村による収集、運搬、処分の一括実施	10/10 (国5/10 市町村5/10)	国(環境省)特別対策
			・ 農業者自らが行うハウス等の撤去費の補助	10/10 (国5/10 県2.5/10 市町村2.5/10)	国(農水省)・県単特別対策
			・ 施設再建費用の補助	9/10 (国5/10 県2/10 市町村2/10)	国(農水省)・県単特別対策
			・ 施設再建資金の利子補給	実質無利子(県1% 市町村1% 農協等0.15%)	(農業施設復旧支援対策資金)
			・ ハウス等に係る借入金の借換資金の利子補給	実質無利子(県1% 市町村1% 農協等0.15%)	(償還円滑化緊急借換資金)
			・ JAによる共同利用ハウス整備費の補助	1/2 (国1/2 トンネル)	国(農水省)特別対策
			・ 共同利用ハウスの賃料の補助	1/3 (県1/3)	県単特別対策
			・ JA共同利用施設復旧への補助	1/2、1/3(国1/2 トンネル 整備1/2、撤去1/3)	国(農水省)特別対策
			・ JA水稲育苗施設復旧への補助	1/3 (県1/3)	県単特別対策
			・ スイートコーン等のトンネル栽培復旧への補助	2/3 (県1/3 市町村1/3)	県単特別対策
			・ 淡水魚養殖施設復旧への補助	2/3 (県1/3 市町村1/3)	県単特別対策
			・ 市町村による鳥獣害防止施設復旧への補助	3/10 (県3/10)	県単特別対策
	樹木損傷対策	(改 植 の 支 援)	※ 果樹の改植のための苗木購入、伐採費、棚整備への補助	1/2 (国1/2)	国(農水省)特別対策
			・ 果樹苗木購入の補助	2/3 (県1/3 市町村1/3)	県単特別対策
			※ 水稲、野菜、花きの種苗等生産に必要な資材の購入等への補助	定額 国(定額)	国(農水省)特別対策
			・ 花き種苗購入の補助	2/3 (県1/3 市町村1/3)	県単特別対策
	減収対策	(経 営 の 支 援)	・ 既存借入金の償還猶予のための借換資金の利子補給	実質無利子(県1% 市町村1% 農協等0.15%)	(被災農業者リスクジュール資金)
			・ 被災農業者の経費補完のための資金の利子補給 貸付枠の拡大(200⇒600万円)	実質無利子(県1% 市町村1% 農協等0.15%)	(雪害対策経営安定化支援資金)
			※ 果樹未収益期間に必要な肥料代や農業等の経費を助成	定額 国(定額)	国(農水省)特別対策
			※ 被災した畜産農家への支援	定額 国(定額)	国(農水省)特別対策
	資金融通対策	(融資円滑化の支援)	・ 県農業信用基金協会特別準備金積立補助金	定額 県(定額)	県単特別対策
中小企業	減収等対策	(経 営 等 の 支 援)	・ 設備資金、運転資金の融資	利率 年1.8%	(雪害対策緊急融資)
			・ 設備資金、運転資金の融資(セーフティネット保証付き)	利率 年1.6%	(経済変動対策融資(災害復旧関係))
			・ 甚大な被害を受けた企業への保証料補助	10/10 (県10/10)	県単特別対策
観光業	観光客回復対策	(観光キャンペーン等の実施)	・ 緊急観光キャンペーンの実施		
			・ 観光キャラバンの実施		
			・ 新聞(全国紙)等への広告掲載		
個 人	住宅被害対策	(被災住宅の再建等の支援)	・ 住宅新築、購入等資金の融資	利率 年1.2%	(個人住宅災害緊急建設資金)
			・ 応急仮設住宅及び県営住宅の供与		
			・ 建築確認申請等手数料の減免		
			・ 建物被害等に係る相談窓口の設置		
福祉施設	施設被害対策	(被災した社会福祉施設の復旧支援)	・ 民間社会福祉施設の復旧に要する経費の補助	3/4 (国2/4 県1/4)	国(厚生労働省)事業
			・ 県立型の実費の被災施設の復旧	推進栽培用ビニールハウスの復旧(国1/2)	国(厚生労働省)事業
			・ ローター除雪車の購入	富士北麓地域へ1台配備	県単特別対策
除排雪体制の強化					

※印は、県の予算を経由しない事業

塗色した部分は今回拡充する予定の事業(6月補正等)

(平成26年6月12日)

部局名

福祉保健部

件名	<u>県の支援策の概要について</u>
内容	<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災の状況 本年2月の大雪により障害者福祉施設の作業棟、ビニールハウス等が被災 ◇ 被災施設の復旧支援制度 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等が整備した社会福祉施設の災害復旧費に対し補助するもの ・被害額（国基準額ベース）の3/4を補助（国2/4、県1/4） ◇ 復旧・支援対象施設 <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間6（社会福祉法人5、株式会社1）、県立1（梨の実寮） ○ 5月13日から15日にかけて、関東信越厚生局と関東財務局による被災施設の実地調査が行われ、復旧事業の対象と認められた。 <p>2 支援策</p> <p>国の実地調査を踏まえ、民間施設への補助金と県有施設の復旧工事費を平成26年度6月補正予算に計上する。</p> <p>(1) 民間施設分</p> <p style="padding-left: 20px;">事業名：社会福祉施設災害復旧費 (障害児（者）福祉施設災害復旧費補助金)</p> <p style="padding-left: 20px;">内 容：ビニールハウス、作業場・母屋、外構等の復旧工事費に対する補助</p> <p style="padding-left: 20px;">予算額：補助金 6施設分 19,154千円 (災害査定額 25,543千円の3/4 ((国2/4、県1/4))</p> <p>(2) 県立梨の実寮分</p> <p style="padding-left: 20px;">事業名：社会福祉施設災害復旧費 (県立障害児（者）福祉施設災害復旧費)</p> <p style="padding-left: 20px;">内 容：ビニールハウス3棟の復旧工事</p> <p style="padding-left: 20px;">予算額：工事請負費 2,803千円（災害査定額）</p>
容	

件名

国の支援策の概要について

内容

○ 環境省において、災害等廃棄物処理事業費補助金の採択要件及び事業範囲の見直しが行われ、大雪により倒壊した農業用ハウス等の処理について、当該補助金が適用されることとなった。

○ 見直し後の補助金の概要は、次のとおり。

(1) 事業主体

市町村（一部事務組合を含む）

(2) 対象事業

災害等の事由のために実施した、生活環境保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者等への委託を含む）

※ 今冬の大雪により倒壊した農業用ハウス等について、市町村が一体的に、収集（撤去を含む）、運搬、処分を行う場合、補助対象となる

(3) 採択要件

① 市町村の事業費が40万円以上

② 積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1m以上

③ ②に関わらず、最大積雪深が、過去の観測史上類を見ない程度に観測され、相当程度の被害が生じていること

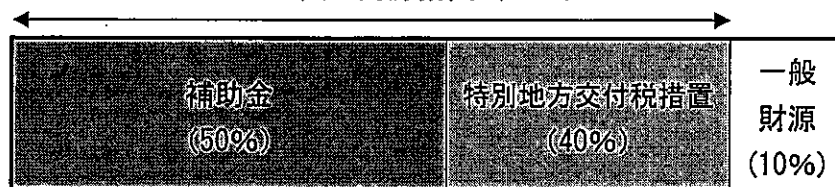
(4) 補助率

1/2

※市町村負担分の80%を特別地方交付税で措置

◆財源スキーム

国の財源措置（90%）



○ 補助金活用予定市町村

21市町村（6月2日現在）

(平成26年6月12日)

部局名

産業労働部

件名	県の支援策の概要について
内容	<p>1 「雪害対策緊急融資」について</p> <p>2月26日付けで商工業振興資金の中に「雪害対策緊急融資」を創設した。融資条件等については、以下のとおり。</p> <p>(融資対象) ① 大雪による被害を直接受けた者 ② 大雪の影響を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者</p> <p>(限度額) 設備資金 5,000万円、運転資金 2,000万円</p> <p>(融資利率) 1.8%</p> <p>(償還期間) 設備資金 7年以内(1年以内の据置を含む) 運転資金 5年以内(1年以内の据置を含む)</p> <p>(申込書類) 借入申込書のほか、財務書類、商工会議所若しくは商工会の診査書、納税証明書等の書類が必要</p> <p>(取扱金融機関) 山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、都留信用組合、山梨県民信用組合、商工組合中央金庫</p> <p>(取扱期間) 2月26日から9月30日まで</p> <p>(実績) <u>H25年度 19件、144,900千円</u> <u>H26年度 17件、67,810千円 (H26.5月末現在)</u></p>

(限度額)	設備資金 5,000万円、運転資金 5,000万円
(融資利率)	1.6%
(償還期間)	設備資金 10年以内(1年以内の据置を含む) 運転資金 7年以内(1年以内の据置を含む)
(申込書類)	借入申込書のほか、財務書類、市町村長が発行する認定書、納税証明書等の書類が必要
(取扱金融機関)	山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、 都留信用組合、山梨県民信用組合、商工組合中央金庫、 みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行
(取扱期間)	4月4日から7月3日までに発行された市町村長による認定書の有効期間まで
(実績)	<u>H26年度 11件、127,500千円 (H26.5月末現在)</u>

3 保証料補助について

「雪害対策緊急融資」若しくは「経済変動対策融資(災害復旧関係)」を利用した中小企業者のうち、存続自体が危ぶまれるような深刻な被害を受けた企業を支援するため、融資の際に必要な保証料について、補助を行うこととした。

(補助対象融資)	①雪害対策緊急融資 ②経済変動対策融資(災害復旧関係)
(補助対象企業)	上記融資を受ける者のうち、災害により直接被災し、1ヶ月以上全面操業停止となっている中小企業者
(補助額)	当該保証料全額(県10/10)
(取扱期間)	4月4日から9月30日まで
(H26.5月末現在)	<u>申込者なし</u>

(参考)

※1 セーフティネット保証4号(正式名称:経営安定関連保証4号)

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき、突発的な災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を経済産業大臣が指定し、当該地域において、売上高等が減少している中小企業者が、一般保証とは別枠(無担保8千万円、最大2億8千万円)の保証(借入額の100%を信用保証協会が保証)を利用できる制度。

【セーフティネット保証4号の地域指定基準 H21.8.13 中小企業庁事業環境部金融課 通知】

特定の地域(災害救助法の適用地域等)に属する中小企業者であつて、

- ① 自然災害等の影響を受けた後3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者が概ね500以上、又は、
- ② 被害額200万円以上の中小企業者が概ね500以上。

【セーフティネット保証4号の利用対象者】

以下の要件のいずれも満たすことについて市町村長の認定を受けた中小企業者が、セーフティネット保証4号の利用対象者となる。

- 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※2 災害復旧関係融資

(融資対象) セーフティネット保証4号の指定区域内において、1年以上の事業実績があり、大雪の影響を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者

(限度額) 設備資金 5,000万円、運転資金 5,000万円

(融資利率) 1.6%

(償還期間) 設備資金 10年以内(1年以内の据置を含む)

運転資金 7年以内(1年以内の据置を含む)

(平成26年6月12日)

部局名

観光部

件名	県の支援策の概要について
内容	<p>雪害により減少した観光客の誘客を促進するため、緊急観光振興対策を実施</p> <p>1 キャンペーンの実施【計13日間】</p> <p>本年度予定していたキャンペーンの規模を拡大し、緊急観光キャンペーンを実施</p> <p>○2/27(木)～3/1(土)【3日間】JR八王子駅改札外コンコース</p> <ul style="list-style-type: none">・2/27 参加人数30人(県、観光推進機構、甲州市、南ア市観光協会)、NHK、YBS、UTYが取材、ノベルティ(桃の枝等)配布、甲州市フルーツ娘、白須慶子さん(女優)、ゆるきゃら参加・2/28 参加人数17人(県、観光推進機構、甲府市、笛吹市、山梨市等)、パンフレット・ノベルティ(桃の枝等)配布、ゆるきゃら(ひし丸、うどんぶりちゃん、フッキー)等参加・3/1 参加人数14人(県、観光推進機構、韮崎市、富士吉田観光サービス)、パンフレット・ノベルティ(桃の枝等)配布、ゆるきゃら(ひし丸、ニーラ、うどんぶりちゃん)参加 <p>○3/8(土) 【1日】談合坂サービスエリア下り線</p> <ul style="list-style-type: none">・3/8 参加人数6人(県、観光推進機構、道路公社)、パンフレット・ノベルティ配布 <p>○3/8(土)、9(日) 【2日間】三井住友銀行新宿支店(新宿駅東口)</p> <ul style="list-style-type: none">・3/8 参加人数9人(県、観光推進機構、北杜市)、・3/9 参加人数7人(県、北杜市)、パンフレット・ノベルティ配布 <p>○3/8(土)、9(日) 【2日間】大阪市(大阪アウトドアフェスティバルへ出展)</p> <ul style="list-style-type: none">・3/8 参加人数7人(県、観光推進機構、北杜市)・3/9 参加人数6人(県、北杜市)、パンフレット・ノベルティ配布、ゆるきゃら(八ヶ岳八っぴー)参加 <p>○3/12(水) 【1日】新宿駅、池袋駅</p> <ul style="list-style-type: none">・3/12 参加人数39人(県、観光推進機構、笛吹市、甲州市、身延町富士河口湖町)、パンフレット・ノベルティ配布、ゆるきゃら(ひし丸)参加 <p>○3/12(水)、19(水) 【2日間】三菱東京UFJ銀行本店(東京駅丸の内口)</p> <ul style="list-style-type: none">・3/12 参加人数4人(県、観光推進機構)・3/19 参加人数5人(県、観光推進機構)、パンフレット・ノベルティ配布 <p>○3/18(火)、19(水) 【2日間】三井住友銀行本店</p> <ul style="list-style-type: none">・3/18 参加人数8人(県、富士の国やまなし館)・3/19 参加人数8人(県、富士の国やまなし館)パンフレット・ノベルティ配布

2 春のやまなしキャンペーンの実施【4月1日～6月30日】

J R東日本八王子支社と連携し、誘客を促進する観光キャラバンを実施

- 山梨の名産品等のプレゼント実施
- 山梨産直市（JR八王子駅）の開催
- 首都圏の主な駅にパンフレットとポスターの掲出、情報誌の発行 他

3 キャラバン 【計8日間】

大手旅行会社や新聞社等を訪問し、誘客を促進する観光キャラバンを実施

- 2/28（金） 【1日】三重県内の旅行エージェント
- 3/11（火）、12（水） 【2日間】大阪、名古屋の旅行エージェント
- 3/11（火）～13（木） 【3日間】首都圏の旅行エージェント
 - ・3/11 参加人数9人（県、観光振興機構、南アルプス市観光協会、北杜市、甲州市、富士河口湖町）
クラブツーリズム、JTB ガイアレック、楽天トラベル
 - ・3/12 参加人数11人（県、観光振興機構、笛吹市観光物産連盟、山梨市、南アルプス市、甲州市、富士河口湖町）
クラブツーリズム、JTB ガイアレック、楽天トラベル
 - ・3/13 参加人数14人（県、観光振興機構、湯村温泉旅館協同組合、南アルプス市観光協会、山梨市、北杜市、笛吹市、甲州市、身延町、富士河口湖町） JTB 関東、近畿日本ツーリスト、ほとバス
- 3/17（月）～18（火） 【2日間】全国紙、スポーツ新聞等9社
 - ・3/17 参加人数5人（県、JA フルーツレディー、県農畜協）
毎日新聞、日刊スポーツ、東京新聞、デイリースポーツ
 - ・3/18 参加人数7人（県、観光振興機構、JA フルーツレディー、県農畜協、萩原智子さん（水泳選手）
読売新聞、産経新聞、サンケイスポーツ、山梨日日新聞東京支社、スポーツニッポン

4 広告掲載によるPR

- 大阪事務所が、産経新聞（2/28）の1面カラー広告でPR
（大阪の一部地域に配達（7万部））
- 観光推進機構が、JAF発行の定期購読誌「JAF Mate」4月号
（関東甲信越版）へ観光情報を掲載（3/13発行）
- 読売新聞（関東版約600万部発行）への広告掲載（3/20）

5 やまなし大使による協力

- 観光キャンペーン・キャラバンへの参加を依頼
白須慶子さん（2/27）、萩原智子さん（3/18）
- NHK本社のやまなし大使にテレビでの放送を依頼
「NHKニュースウォッチ9」で、雪の甲府盆地が桃源郷の盆地になっていることを約3分間放送（4/18）
- J R東日本八王子支社のやまなし大使に「春のやまなしキャンペーン」の実施を依頼

6 その他（県有観光施設の豪雪による被害状況）

○西沢溪谷登山道の滝見橋のゆがみ

現在、滝見橋の通行止めを行い、破損状況の詳細調査を実施

今後、詳細調査の結果に基づき、修繕、架け替え等を検討

また、夏の観光シーズンに間に合わせるため、仮設橋の設置を検討

○三つ峠登山道の橋梁の一部破損

6月上旬に修繕が完了

(平成26年6月12日)

部局名

農政部

件名	県の支援策の概要について
内容	<p>平成26年2月の大雪に係る農業被害への支援について</p> <p>※ 市町村等の要望状況に従って、6月補正で増額要請または既定予算の見直しを実施</p> <p>1 農業生産施設の撤去費用への支援</p> <p>(1) 特例的な災害等で発生した廃棄物処理制度の活用 [国(環境省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村が、収集・運搬・処分を一括して実施・補助率：国 5/10、市町村 5/10 (特別交付税措置8割) <p>(2) 被災農業者向け経営体育成支援事業の活用 [国(農水省)・県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・農業者自らが撤去を行う場合、農業者負担がないよう標準的な撤去費の範囲内で助成・補助率：国 5/10、県と市町村が 5/10 を折半して支援 (特別交付税措置8割) <p>2 農業用生産施設等の再建・修繕に要する費用への支援</p> <p>(1) 被災農業者向け経営体育成支援事業の活用 [国(農水省)・県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・9/10 を助成・補助率：国 5/10、県と市町村が 4/10 を折半して支援 (特別交付税措置7割) <p>(2) ハウス再建のための長期無利子資金の融通 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・限度額：2,000万円(畜舎5,000万円、農業法人3億円)・償還期間：最長25年(内据置期間 最長10年)・補助金受け取りまでの間のつなぎ資金として、また、機能向上分の事業費についても活用可能 <p>(3) JAによる共同利用のための低コスト耐候性ハウス整備 [国(農水省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・補助率：国 1/2 <p>(4) 共同利用ハウスの賃料助成 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・(3)のハウス賃料の一部を助成・補助率：県 1/3 <p>(5) <u>JA共同利用施設(2共選所)の復旧</u> [国(農水省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・補助率：国 整備 1/2、撤去 1/3 <p>(6) JA水稻育苗施設の復旧 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・補助率：県 1/3

(7) スイートコーン等のトンネル栽培の復旧 [県単特別対策]

・補助率：2/3 (県 1/3、市町村 1/3)

(8) 淡水魚養殖施設の復旧 [県単特別対策]

・補助率：2/3 (県 1/3、市町村 1/3)

(9) 市町村による鳥獣害防止施設の復旧 [県単特別対策]

・補助率：県 3/10

3 苗木等の改植に要する費用への支援

(1) 果樹経営支援対策事業の活用 [国(農水省)特別対策]

・果樹の改植のための苗木購入、伐採、棚再建整備等に助成

・補助率：国 1/2

(2) 被害果樹の苗木購入補助 [県単特別対策]

・(1)の助成対象とならない被災園に対する改植のための苗木購入の助成

・補助率：2/3 (県 1/3、市町村 1/3)

(3) 水稻、野菜、花きの種苗確保対策事業の活用 [国(農水省)特別対策]

・種苗等の生産に必要な資材の購入等を国が直接助成

(4) 花き栽培再開のための種苗購入補助 [県単特別対策]

・補助率：2/3 (県 1/3、市町村 1/3)

4 減収対策等の経営安定支援

(1) 農協等が行う各種の雪害対策資金の長期無利子化に必要な助成

[県単特別対策]

・補助率：市町村の利子補給額の 1/2 以内を助成

(無利子化：県 1.0%、市町村 1.0%、JA等 0.15%を想定)

・雪害対策経営安定化支援資金貸付枠の拡大

(1 農家 2,000 千円→6,000 千円)

(2) 果樹未収益期間支援事業の活用 [国(農水省)特別対策]

・未収益期間に必要な肥料代や農薬等の経費を助成

・上記 3 (1)と連動して実施

・助成額：5 万円/10a × 4 年分

(3) 被災した畜産農家支援 [国(農水省)特別対策]

・経営安定対策における農業者積立金の免除等

5 その他

被災農業者に対する雪害対策資金の円滑な融通の確保

・債務保証を行う山梨県農業信用基金協会の財務基盤強化のための助成

(平成26年6月12日)

部局名

農政部

件名	国の支援策の概要について
内容	<p>○融資・農業共済での対応に加え、次の対策を実施</p> <p>(1) 災害関連資金の無利子化 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化</p> <ul style="list-style-type: none">・新規融資に際しては、償還期限・据置期間を極力長く設定するよう、関係金融機関に要請・既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請・融資のほか、アグリビジネス投資育成株式会社による出資機能を活用し、被災農業法人への支援を実施。出資条件等については極力柔軟に対応するよう要請 <p>※ 上記各要請とも、農林水産省経営局長名で各金融機関及びアグリビジネス投資育成株式会社に通知依頼済み</p> <p>(2) 農業用ハウス等の再建・修繕への助成 農業用ハウス・棚等の再建・修繕及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成 (被災農業者向け経営体育成支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none">・今回の大雪により地域の基幹産業である農業が壊滅的な被害を受けていることに鑑み、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期すため、以下のとおり、地方公共団体の復旧支援を後押しするための、今回の豪雪に限った特例的な措置を講ずる・再建・修繕に係る補助率を10分の3から2分の1に引き上げる残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる。これらにより、農業者の負担を最小化できる仕組みを構築する(地方公共団体の補助が10分の4となった場合には、農業者の負担は10分の1となる)・撤去については、農業者負担のないよう定額助成(地方負担を含めて10分の10相当)とする(地方公共団体が2分の1相当を負担することを前提に、国が2分の1相当を補助。地方公共団体には特別交付税措置(地方公共団体の負担分の8割)を講ずる)・再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことは可能・施設の再建場所については、被災したほ場以外の別ほ場に再建することも可能(ただし、被災農業者の農業経営上の理由を添付する)

- ・事業の活用は、平成26年度限りの単年度事業（平成26年度末までに行うのが基本だが、これで対応できないことがあれば要検討）
- ・撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の利用も可能

(3) 共同利用施設への助成

雪害を受けた産地に対し、別枠で集出荷貯蔵施設等共同利用施設の整備を優先的に支援

(強い農業づくり交付金)

- ・共同利用施設の整備に伴う被災施設の解体等も特例的に対象に追加

(4) 果樹の改植への助成

被害果樹の植え替えとこれに伴う果樹棚の設置に必要な資材導入に要する経費及びこれにより生ずる未収益期間に要する経費を助成

(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)

(5) 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

被災農業法人等が、施設の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成

(農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修))

(6) 生産資材の確保への支援

- ・野菜・水稻等の育苗用資材の購入費、種苗を融通するための運搬経費等を助成(大豆・麦等生産体制緊急整備事業)

- ・国では、農業ハウス用資材などの円滑な供給が行われるようメーカーに要請を行い、直管パイプ製造業界は通常の月産5千トンから8千トンの増産体制で対応(26年5月現在、農林水産省による)

(7) 被災した畜産農家の経営安定

- ・被災した酪農・肉用牛・養豚農家に対して、経営安定のための支援を行う(酪農生産基盤維持緊急支援事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)、養豚経営安定対策事業等)

(平成 26 年 6 月 12 日)

部局名

農 政 部

件名	農業関係の被害状況について																																			
内容	<p>○大雪による施設等の被害状況について、個別に農業者に聞き取り調査を継続実施している。5月30日現在の被害状況は以下のとおり。 (カッコ内は5月1日付け第8報の公表値)</p> <p><u>農業関係被害金額 合計 24,916 百万円 (24,829 百万円) 暫定</u></p> <p>(被害金額は、農林水産省の統一的な指導により「再取得価格」で算定)</p> <table border="0"><tr><td>1</td><td>農業用施設被害</td><td>3,362 件 (3,362 件)</td><td>248ha (248ha)</td><td>19,941 百万円 (19,941 百万円) *</td></tr><tr><td>2</td><td>樹体被害</td><td></td><td></td><td>638 百万円 (638 百万円)</td></tr><tr><td>3</td><td>農作物被害</td><td></td><td></td><td>3,755 百万円 (3,755 百万円)</td></tr><tr><td>4</td><td>家畜被害</td><td></td><td></td><td>25 百万円 (25 百万円)</td></tr><tr><td>5</td><td>水産被害</td><td></td><td></td><td>20 百万円 (20 百万円)</td></tr><tr><td>6</td><td>共同利用施設被害</td><td></td><td></td><td>450 百万円 (450 百万円)</td></tr><tr><td>7</td><td>獣害防止柵被害</td><td></td><td></td><td>87 百万円 (ー)</td></tr></table> <p>* 被災農業者向け経営体育成支援事業の要望調査に基づいた被害額の算定</p>	1	農業用施設被害	3,362 件 (3,362 件)	248ha (248ha)	19,941 百万円 (19,941 百万円) *	2	樹体被害			638 百万円 (638 百万円)	3	農作物被害			3,755 百万円 (3,755 百万円)	4	家畜被害			25 百万円 (25 百万円)	5	水産被害			20 百万円 (20 百万円)	6	共同利用施設被害			450 百万円 (450 百万円)	7	獣害防止柵被害			87 百万円 (ー)
	1	農業用施設被害	3,362 件 (3,362 件)	248ha (248ha)	19,941 百万円 (19,941 百万円) *																															
2	樹体被害			638 百万円 (638 百万円)																																
3	農作物被害			3,755 百万円 (3,755 百万円)																																
4	家畜被害			25 百万円 (25 百万円)																																
5	水産被害			20 百万円 (20 百万円)																																
6	共同利用施設被害			450 百万円 (450 百万円)																																
7	獣害防止柵被害			87 百万円 (ー)																																

件名

県の支援策の概要について

□ 除雪車の購入について

県管理道路における除雪作業の効率化、除雪体制の強化を図るには、高性能な除雪機械の導入が不可欠であり、今年度も同様の豪雪が発生する可能性が否定できないこと等を併せて検討した結果、ロータリ除雪車を整備することとし、6月議会で補正予算計上する。

○ 除排雪体制整備事業費 29,149千円

- ・整備機械 小型ロータリ除雪車
- ・整備台数 1台

□ 住宅被害対策について

1 個人住宅災害緊急建設資金の貸付け

○ 目的

平成26年2月の雪害により、住宅に被害を受け、住宅を新築又は購入、もしくは改修する際に独立行政法人住宅金融支援機構の融資だけでは資金が不足する方に対して、山梨県個人住宅災害緊急建設資金の貸付けを行う。

○ 対象者

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の融資を受けて住宅を新築、購入又は改修する方

○ 貸付条件

住宅の種類	貸付金	貸付期間	貸付利率
新築住宅 購入住宅	1件につき 400万円	18年以内 (うち据置期間 3年以内)	1.2%
改修住宅	1件につき 200万円	11年以内 (うち据置期間 1年以内)	1.2%

○ 申込方法

住宅金融支援機構の融資取り扱い金融機関へ申し込み。

(H26.6.5 現在 申込者なし。)

内容

2 住宅の罹災者等に対する応急仮設住宅及び県営住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用されたことから、住宅が全壊した被災者に対し、応急仮設住宅の建設又は借上げによる供与について、市町村との連絡、調整を行い、対象者があった場合に供与できる体制を整えた。(対象者なし。)

(2) 県営住宅の供与

「災害被災者に対する県営住宅入居事務取扱要領」に基づき、県営住宅への入居を希望する被災者に対し、市町村との連絡、調整を行い、希望者があった場合に供与できるよう、地域ごとに県営住宅の空家を確保し、受け入れ体制を整えた。(希望者なし。)

3 建築確認申請等手数料の減免措置

被災者が建物の復旧のため、建築基準法に基づく建築確認等の手続きを県の機関で行う場合の手数料の減免措置について改めて周知した。

(H26.6.5 現在 建築確認減免措置 2件)

4 建物被害等に係る相談窓口の設置

県(本庁、各建設事務所)に相談窓口を設置し対応するとともに、より専門的な立場から建物の補修方法などのアドバイスを行うため、(一社)山梨県建築士会に対しても相談窓口の設置を要請し対応した。

また、相談窓口については、ホームページにおいて周知を図った。

(H26.6.5 現在 相談件数 60件)

山梨県防災体制のあり方検討委員会「論点整理(案)」の骨子について

項目案	各委員等からの意見(要約) ※各項目の矢印に続く番号は、右欄の番号(項目)に対応	「論点整理(案)」の骨子(たたき台)
<p>県災害対策本部の設置・運営・関係機関等との連携</p>	<p>【各委員からの御意見(要約)】</p> <p>(項目1:職員参集を含む初動体制に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織的活動機能を欠いた職員配備体制(本部設置前は、部局間の相互連携が不十分) 組織横断的な機能確保の視点を → I ①、②、II ①～③、III ①～④、等 ○雪害対策における職員の具体的な配備体制は、第一配備体制のみ → II ①、② ○対策本部を、いかに早く立ち上げるかが課題 → II ①、③ <p>(項目2:豪雪対策連絡会議および災害対策本部による応急対策に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豪雪対策連絡会議の役割が不明確(広域自治体としての情報分析や対処方針の検討、関係機関との調整、知事への報告(意見具申)、知事の指示等の流れが不明瞭 → II ②、III ①～③) ○災害対策本部の指揮命令系統や、全庁的な各部局の役割分担が不明確 → III ①、② ○県地域防災計画のなかの雪害対策は、内容に具体性が欠ける → III ⑤ ○庁内や防災関係機関、公共的団体等との状況認識の統一や、県民への迅速かつ正確な情報提供に役立つ情報システムの全庁的な導入を検討、推進すべき → III ⑥、⑦、VI、VII、IX等 <p>(項目4:関係諸機関との連携・要請に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初期段階から、企業含め任意団体の人的対応が重要(含・県との協定締結団体等) → III ③ ○本部体制等の検証を、全庁的、広範囲の関係機関を網羅した効果的な仕組みに展開すべき → III ③ ○初動体制の指揮命令系統を担う機構組織、人事異動・人事配置、訓練・研修等のあり方 → III ①～④、IV ①、②、V ①、② ○一部の指定公共機関から県に対して、災害時の総合的な調整能力の強化を求められている → III ①～⑦、IV ①、②、V ①、② <p>(項目5:災害ボランティアの受入・活用に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域連携、広域の中間支援機能の必要性を実感した。支援体制の整備が必要 → III ③、IV ①、②、XI ①等 <p>【庁内検証会議(中間報告)での課題(上記以外で主なもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居住地が遠距離の職員は、登庁に時間を要した。初動体制職員を活用できなかった → I ①、② ○大規模災害時には、全職員が災害応急対策に従事するという意識の徹底が不十分 → V ① ○災害対策本部を立ち上げた時点で、全ての関係防災機関に参集を呼びかけるべき → III ③ 	<p>I 初動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 初動体制職員のあり方を見直すべき ② 県職員が直ちに職場に参集できない場合の対処方法や参集先を検討すべきなど <p>II 県災害対策本部の設置基準(含・職員の配備態勢)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部に係る、災害種別毎の立ち上げ基準を明確化すべき ② 職員の配備体制(第1配備、第2配備、第3配備、等)を見直すべき ③ どの配備段階でも災害対策本部に円滑に移行できる体制とすべきなど <p>III 本部体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指揮命令系統を統一するために、県の災害対応体制(組織)そのものを見直すべき ② 各部局の役割分担を全庁的に明確化すべき ③ 発災の初期段階からの、全庁的な防災関係機関や企業(団体)、公共的団体等との幅広い連携体制の構築や、総合的な調整機能を強化すべき ④ 本部(事務局)執務環境を見直すべき ⑤ 県地域防災計画の雪害対策に係る記述について、今回の経験を踏まえて充実を図るべき ⑥ 庁内で各部署が状況認識を統一する情報システムの導入(指示は本部事務局、対応報告・被害登録は各部局)。ただし、全庁的な運用のみならず、市町村他関係機関との連携や県民への情報伝達が容易であることを事前に検証すべき ⑦ 防災関係機関や公共的団体等との状況認識を統一するための情報共有の仕組みを導入すべきなど <p>IV 事務局体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務局体制を充実強化すべき(班編成の見直し、各班の構成員、連携のあり方、災害ボランティアに係る広域的な調整、等) ② 市町村の要請を先取りして支援ができるように、緊急対応時は本部事務局要員を大幅に増員すべきなど <p>V 研修・訓練のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する諸々の研修や訓練を、実践的で効果的なものに改革すべき ② 人事異動や人事配置、研修や訓練の積み重ねを通じて、本県の防災対策の中核を担う人材育成を強化すべき など

【各委員からの御意見(要約)】

(項目1:職員参集を含む初動体制に関する事項)

○災害発生時の職員関係者の居場所、参集可否の確認に係る改善点の検討 →VI⑦

(項目2:豪雪対策連絡会議および災害対策本部による応急対策に関する事項)

○危機事態における情報の収集、(本部事務局等への)情報集約体制の不備 →VI①~⑦、等

(項目3:県民への情報発信および相談対応に関する事項)

○災害時広報機能の不備(県民への情報発信の中断等)→災害時広報についての体制を見直す必要があり →VII①~③、IX①~③

○住民への相談対応は、市町村だけでは十分な対応が難しい →VIII①

○県から県民に対して、もっと積極的に情報発信していく必要がある →VII①~④

○より身近なところでリアルタイムに県域の情報を入手できる方法の充実を期待 →VII②~④

○県民への情報発信は、平時からの訓練の反復と改善が必要。広く県民の意見、提言を受ける仕組みのあり方の検討を。国のビックデータ活用実証実験のフォローを →VI、VII、VIII

(項目4:関係諸機関との連携・要請に関する事項)

○関係機関との連携・要請(特に国道、県道の除雪状況)の情報が市町村に入らず、対応に苦慮した →VI①~⑥、VII①~③

○住民周辺の自助・共助の初動対応が肝心(県からどのように呼びかけるか、等) →VII④、X⑤

(項目6:その他、今豪雪災害対応に関する事項)

○県民の安全を守る広義の計測機器等のインフラ整備の実態と効果評価の必要性 →VI④~⑥

○より積極的に、県下における自助・共助力を高める必要性を痛感 →VII④、X⑤

○首長が災害対応の危機事態においてリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応を行うことが重要 →X①

【庁内検証会議(中間報告)での課題(上記以外で主なもの)】

○初期段階における要配慮者の把握が十分でなかった →VI③

○孤立集落の状況調査の際、定義や調査内容が不明確であったため、認識に違いが生じた →X⑥

○災害救援ボランティア本部の構成団体の連携が十分でなかった →XI①

○応急対応に追われた市町村では、県への状況報告が遅れがちになるところも一部あった →X②、③、④

VI 情報収集体制

- ① (発災直後等からの)被害状況、救援要請状況等の迅速・確実な収集・整理体制を構築すべき
- ② 孤立集落(支援が必要な集落)、要配慮者等の状況を速やかに把握できるようにすべき
- ③ 大災害に備え、広域連携に必要な被災者台帳、要配慮者台帳を全県的に共有できる体制を早期に整えるべき
- ④ 市町村、防災関係機関等からの情報収集手段や体制を充実強化すべき
- ⑤ 様々な情報収集ルートやIT情報システムからの諸情報を、総合的なシステム等に統合すべき
- ⑥ 道路・交通情報、電力、通信、ガス・水道等のライフライン情報を、県で集約できる体制を構築すべき
- ⑦ 災害発生時の職員関係者の安否、居場所、参集可否(参集予定場所)の確認に係る改善策を検討すべきなど

VII 情報提供体制

- ① 県の災害時広報についての体制を見直し、充実強化を図るべき
- ② 様々なツール(テレビ、ラジオ、HP、ツイッター、公共情報コモンズ、緊急速報メール、等々)の充実、活用と連携強化を図るべき
- ③ 道路・交通情報、電力、通信、ガス・水道等のライフライン情報を、県で集計し、市町村(県民)へ情報を配信すべき
- ④ 住民等の自助や公助に係る日頃からの備えや災害時の初動対応に係る、県からの広報のあり方を検討すべきなど

VIII 県民相談体制

- ① 各種の相談に迅速かつ的確に対応できる体制を構築すべきなど

IX マスコミへの対応

- ① 報道対応体制を再構築し、情報提供窓口を一元化すべき
- ② プレスルームを設置し、定時の報告、資料提供を可能とすべき
- ③ ITを活用した迅速、正確、かつ確実な情報提供の仕組みを構築すべき(情報源は市町村にあるので、県の集計結果だけでなく、市町村の被害・対応状況も報道機関が収集できるようにする)など

X 市町村の体制強化・支援

- ① 首長の危機管理研修を実施すべき
- ② 市町村における全庁的な応急対策体制づくりを支援すべき(研修、市町村を支援する担当職員養成等)
- ③ 市町村の情報収集・共有、県への報告、住民への情報伝達を迅速、正確、確実に行える27市町村共通の仕組み・ツールを導入すべき(市町村からの要請を先取り)
- ④ ITを活用して市町村が県や防災関係機関と状況認識の統一を図れるようにすべき
- ⑤ 自助、共助力を高める施策を充実すべき
- ⑥ 孤立集落の定義や支援の優先度を明確にし、共通の認識で対処すべきなど

XI 災害ボランティアの受入・活用

- ① 災害ボランティアの受入・活用について、全県的な広域連携の支援体制を充実強化すべきなど